

MKI SFDC サービス利用に関する約款

第1条(目的)

MKI SFDC サービス利用に関する約款(以下「本約款」といいます)は、三井情報株式会社(以下「当社」といいます)が、株式会社セールスフォース・ジャパン(以下「SFDC」といいます)より提供されるSFDC サービスおよびサポートサービス(以下、総称して「本サービス」といいます)を、お客様に提供する条件について定めることを目的とします。

第2条(本契約の成立)

お客様が、当社指定の注文書を当社に交付し、当社が注文請書(以下、併せて「本注文書」といいます)によりそれを承諾した場合に、当社とお客様との間に契約(以下「本契約」といいます)が成立し、本約款は、本契約の一部を構成します。なお、本サービスの利用に関しては、本契約の定めに加えてSFDC 利用条件(https://www.salesforce.com/content/dam/web/en_us/www/documents/legal/Agreements/alliance-agreements-and-terms/Reseller-Pass-Through-Terms-Japan.pdf、変更ある場合には最新版が適用されます)が適用されます。但し、本約款とSFDC 利用条件に異なる規定がある場合、本約款の効力を優先するものとします。

第3条(本サービスの利用者)

本サービスは、お客様にて特定した利用者(以下、「本ユーザー」といいます)のみが利用できるものとし、購入したライセンスを複数人で共有できません。但し、本ユーザーがお客様との雇用関係等を終了し、または役職、職種等を変更する等の理由により、本サービスを使用する必要がなくなった場合、当該ライセンスを新しい本ユーザーに再び割り当てることができます。

第4条(サービス料金の支払)

1. お客様は、本サービスの利用の対価(以下「サービス料金」といいます)として本注文書に記載のサービス利用料金を、本注文書に記載の条件に従って消費税および地方消費税相当額と併せて当社の指定する銀行口座へ振込みにより当社に支払います。ただし、振込みに要する費用はお客様の負担とします。
2. お客様が支払期限までにサービス料金の支払いを行わない場合、お客様は、当該支払期限の翌日から完済の日までの日数に応じて、当該未払額に対し年利 14.6%またはかかる支払いを遅滞した時点における法定利率のいずれか高い方の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。
3. お客様が支払期限までのサービス料金の支払いを一度でも怠った場合、お客様が当社に対して負担している金銭債務(サービス料金の残額の支払債務を含むがこれに限られない)の全てについて当社からの通知がなくとも当然に期限の利益を喪失し、お客様は当社に対してその全てを直ちに弁済しなければなりません。
4. いかなる場合であっても、お客様は、本契約の成立後、購入した本サービスの利用権の数量を削減することはできないものとし、当社は既に支払われたまたは発生したサービス料金を返金しません。

第5条(本ユーザー数の管理)

お客様は、自らの責任で、本ユーザーの数を管理するものとします。本注文書により、お客様が購入した本サービスの利用権の数量を超えて利用した場合は、当該超過分のサービス料金を当社の請求に従い、当社に対して支払うものとします。

第6条(サポートサービス)

1. 当社は、お客様に対して本サービスに関するサポートサービス(以下、「サポートサービス」といいます)を提供します。
2. お客様は、本サービスの利用の窓口責任者をあらかじめ指定して当社に対して通知するものとし、本サービスの利用、サポートサービスに関する当社との連絡、確認等は、原則として窓口責任者を通じて行います。お客様は窓口責任者に変更が生じた場合、当社に対し速やかに通知することとします。
3. サポートサービスの内容は、以下のとおりとします。

(ア)窓口責任者からの本サービスに関する操作または設定方法に関する問い合わせ

4. 下記のいずれかに該当するときにはサポートサービスの範囲より除外されるものとします。
 - ① 本サービス以外に関する問い合わせ
 - ② 本サービスの仕様に関する問い合わせ
 - ③ 本サービスに接続されたネットワーク構成の変更や再構築に伴う環境の構築またはコンサルティング
 - ④ 当社またはお客様が本サービスと組み合わせて開発、設定等を行った機能等SFDC サービス以外に関する問い合わせ
 - ⑤ その他前項に定めるサポートサービスの内容以外の問い合わせ
5. サポートサービスは原則として、Salesforce 問合せ Web フォーム(<https://mkitec.my.site.com/Salesforce>)にて問合せを受け付け、電子メールを通じて日本語により提供されます。
6. サポートサービスの対応時間は当社営業日(土日、祝祭日および年末年始を除く)平日 9:00~17:00 となります。
7. 当社は、必要に応じ、サポートサービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとし、また、当該再委託先による再委託(再々委託)についても、お客様はこれを承諾するものとします。

第7条(利用 ID およびパスワードの発行)

1. 本サービスの利用 ID およびパスワードは、SFDC が発行し、お客様に対して通知します。お客様は自己の責任において当該利用 ID およびパスワードの使用および管理を行うものとし、当該利用 ID およびパスワードを第三者に利用させることおよび貸与、譲渡または公開等を行うことはできません。
2. 利用 ID およびパスワードの管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用および不正アクセス等による損害の責任はお客様が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。なお、当該問題が発生した場合、お客様は当社に直ちに書面にて通知をしなければなりません。

第8条(秘密保持義務)

1. お客様および当社は、本サービスに関して相手方から受領した技術上または営業上その他業務上の一切の情報のうち、相手方が書面(電子的形式を含む。以下、本条において同じ。)により秘密である旨指定して開示した情報または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後 10 日以内に書面により内容を特定した情報(以下、総称して「秘密情報」という)を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、お客様および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができる。
 - ① 相手方から提供を受けた時点において、秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発または入手した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. お客様と当社は、本サービスを提供するために秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員、弁護士、公認会計士その他の法令上守秘義務を負う専門家に限り開示できる。
3. 当社は、SFDC、再委託先その他の本サービスを提供するために必要な第三者に対して本条に定める秘密保持義務と同等の義務を課した上で、秘密情報を開示することができる。

第9条(本契約の契約期間・契約の更新)

1. 本契約の契約期間は、注文書に記載のとおりとします。ただし、当該契約期間末日の 45 日以前までに更新しない旨の書面による通知が無い限り、本契約は同一の期間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 経済情勢の変動、本サービス内容の変更、SFDC による料金改定その他によりサービス料金を変更する必要がある場合は、

MKI SFDC サービス利用に関する約款

当社はサービス料金を変更することができるものとします。なお、当該変更は、30 日前までに文書によりお客様に対して通知するものとします。

第10条(免責)

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、疫病、その他の不可抗力、法令の制定または改廃、公権力による命令、処分または要請、争議行為、労働力の不足、電力会社・輸送機関・通信回線等の事故、SFDC に生じた事由(債務不履行を含むがこれに限られない)、その他当社の責に帰することができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、当社は責任を負いません。

第11条(損害賠償)

1. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社が本サービスに関してお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に被った通常損害に限定され、損害賠償の累積上限額は、損害の発生する原因が生じた日の属する月から直近 12 ヶ月分のサービス料金を超えないものとします。なお、当社は、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益等の間接損害については、損害賠償の責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。
2. 本条に定める損害賠償請求は、本サービスの終了日から 1 年間の経過した後は行うことができません。

第12条(知的財産権)

本サービスに関する著作権、商標権(ロゴ等含む)、特許権当の知的財産権(以下、「本権利」といいます)は、当社、SFDC または SFDC のライセンサーに帰属します。

第13条(本サービス提供の停止)

1. 当社は、当社の都合またはお客様が、本約款の定めに違反した場合、本サービスの全部または一部の提供を変更、一時的な停止または終了(以下「本サービスの変更等」といいます)することがあります。
2. 当社が本サービスの変更等をする場合、当社はお客様に対して 30 日前までにその旨を通知します。但し、SFDC による本サービスの停止その他やむを得ない場合には、事後に通知します。
3. 当社による本サービスの変更等により生じたお客様の損害について、当社は一切の責任を免れるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第14条(解除)

1. 当社は、お客様が本契約の規定に違反し、書面により相当の期間を定めて催告してもなお、当該違反行為が何ら是正されない場合には、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。但し、当社またはお客様は、相手方に銀行取引停止処分若しくは仮差押その他強制執行の申し立て等の信用不安が生じ若しくはその恐れがある場合、または法的整理若しくは任意整理のいずれかが開始され若しくはその恐れがある場合、相手方に対して何ら通知催告することなく、直ちに、本契約の全部または一部を解除できます。
2. 前項の規定に基づく解除が行われた場合、当社はお客様より受領済のサービス料金の返金を行わないものとし、当社の未受領のサービス料金がある場合、その支払いおよび損害賠償の請求が妨げられるものではありません。

第15条(反社会的勢力の排除)

お客様および当社は、自らならびにその役員および従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業または団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、併せて「反社会的勢力」といいます)でないこと、自らならびにその役員および従業員が反社会的勢力を利用しまたは反社会的勢力と連携しての行為または活動に関与していないことを表明し、保証します。

第16条(第三受益者)

お客様は、SFDC が本契約上の第三受益者となることを承認します。

第17条(輸出関連法令の遵守)

SFDC およびお客様は各々、自己が米国政府の取引禁止対象者リストに記載されていないことを表明します。お客様は、本契約に基づいて当社から提供された本サービスを輸出する場合には、外国為替および外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとします。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とします。

第18条(権利義務譲渡の禁止)

お客様は、本契約上の地位その他本契約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡することはできません。

第19条(本約款の変更)

当社は、お客様に通知または当社の Web サイトに掲載することにより、本約款を変更することができるものとします。

第20条(完全合意)

本契約は本サービスの提供にかかる取引に関する当事者間の合意事項の全てであり、口頭によるものと書面によるものとを問わず、本契約締結以前に成立した当事者の合意は全てその効力を失うものとします。

第21条(合意管轄および準拠法)

1. 本契約に関し、裁判の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本契約の成立、効果、履行および解釈は日本法に準拠します。

第22条(協議)

本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、お客様および当社間にて誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

以上